

二宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、二宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年二宮町条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 町長は、条例第2条の規定による指定管理者の公募を行うときは、町広報紙又は町ホームページへの掲載等により行うものとする。

(申請資格)

第3条 条例第3条に規定する申請ができるものは、法人その他の団体（以下「団体」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- (4) 地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの
- (5) 二宮町暴力団排除条例（平成23年二宮町条例第21号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等若しくは暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反していると認められるもの

2 その他申請資格に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(申請書等)

第4条 条例第3条に規定する申請は、二宮町指定管理者指定申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第3条第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請資格を有していることを証する次に掲げる書類
 - ア 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - イ 団体の代表者及び役員名簿、組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
 - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する次に掲げる書類

ア 既に財産的取引活動をしている団体にあっては、前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類を作成している場合は、当該書類

ウ 既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体にあっては、現事業年度の収支予算書及び事業計画書

エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(選定委員会)

第5条 条例第4条に規定する指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、二宮町指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第6条 委員会は、本町の公の施設に係る指定管理者の指定を申請した者が指定管理者の候補者として適當であるかを審議し、町長にその結果を報告するものとする。

(委員会の組織等)

第7条 委員会の委員は、副町長、教育長及び二宮町庁議規程（平成6年二宮町規程第2号）第2条に規定する部長会議の構成員のうちから町長が任命する。

2 前項に規定する委員のほか、町長は必要に応じて、経営に関する専門的な知識を有する者又は施設の設置分野に関する専門的な知識を有する者を委員として任命することができる。

3 前2項に規定する委員が指定管理者の指定を申請した者と利害関係を有するときは、審議に加わることができない。

(委員の任期)

第8条 委員会の委員の任期は、当該施設に係る指定管理者の候補者の選定が終わるまでとする。

(委員長等)

第9条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ委員のうちから指名した者がその職務を代理する。

(委員会の会議等)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

(意見聴取)

第11条 委員長は、審議にあたり必要があると認めるときは、担当職員を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、政策部財産経営課において処理する。

(選定結果の通知)

第13条 町長は、条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った団体に対し、二宮町指定管理者候補者選定結果通知書（第2号様式）によりその結果を通知するとともに、選定結果を公表するものとする。

(指定の告示等)

第14条 条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の指定をした日
- (2) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (3) 指定管理者として指定した団体の名称及び所在地
- (4) 指定管理者の指定の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の規定により指定の告示をしたときは、指定した団体に対し、二宮町指定管理者指定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(変更事項の届出)

第15条 指定管理者は、条例第3条の規定により提出した申請書及び書類の記載事項に変更が生じたときは、二宮町指定管理者名称等変更届（第4号様式）に当該変更を確認することができる書類を添えて、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出を受理したときは、必要に応じ、その変更内容を公表するものとする。

(協定事項)

第16条 条例第7条の規定による規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間にに関する事項
- (2) 管理業務計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長が必要と認める事項

(事業報告書)

第17条 条例第8条に規定する事業報告は、二宮町指定管理者事業報告書（第5号様式）により行うものとする。

（指定取消等通知書）

第18条 町長は、条例第10条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止を命じたときは、当該指定の取消し等を命じた指定管理者に対し、二宮町指定管理者指定取消等通知書（第6号様式）によりその旨を通知するものとする。

2 条例第6条第2項の規定を準用して行う条例第10条第3項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定を取り消した日又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた日及びその期間
- (2) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止した理由
- (3) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止した団体が管理を行っていた公の施設の名称
- (4) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止した団体の名称及び所在地

（委任）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

二宮町指定管理者指定申請書

年　月　日

様

申　請　者

団体の所在地

団体の名称

代表者氏名

連絡先

二宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、次の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、書類を添えて申請します。

1 公の施設の名称及び所在地

施設の名称	
施設の所在地	二宮町

2 提出書類

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 管理に係る事業計画書及び収支計画書
- (3) 団体の経営状況を説明する書類
- (4) その他

第2号様式（第13条関係）

二宮町指定管理者候補者選定結果通知書

年　　月　　日

様

二宮町長

印

年　　月　　日付で申請のありました次の公の施設に係る指定管理者の候補者について、二宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定による選定結果を次のとおり通知します。

内 容	<input type="checkbox"/> 指定管理者の候補者に選定します。 <input type="checkbox"/> 指定管理者の候補者に選定しません。 (理由)
公 の 施 設 の 名 称 (備考)	

第3号様式（第14条関係）

二宮町指定管理者指定通知書

年　月　日

様

二宮町長　印

二宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定により、下記施設に係る指定管理者に指定することに決定しましたので、次のとおり通知します。

公 の 施 設 の 名 称 及 び 所 在 地	
指 定 期 間	年　月　日から　年　月　日まで
(備考) 管理業務等の詳細な事項については、別途締結する協定に定めるものとします。	

第4号様式（第15条関係）

二宮町指定管理者名称等変更届

年　月　日

様

届出者

団体の所在地

団体の名称

代表者氏名

連絡先

次のとおり変更があるので、二宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第15条第1項の規定により、届け出ます。

公の施設の名称 及び所在地	
変更内容	<input type="checkbox"/> 団体の名称 <input type="checkbox"/> 代表者の職・氏名 <input type="checkbox"/> 団体の所在地 <input type="checkbox"/> その他（ ）
変更年月日	

変更を確認することができる書類を添えて提出してください。

第5号様式（第17条関係）

二宮町指定管理者事業報告書

年　月　日

様

団体の所在地

団体の名称

代表者氏名

連絡先

二宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条の規定に基づき、公の施設の管理の業務について、次のとおり報告します。

公の施設の名称	
管理業務の実施状況 及び利用状況	
利用料金の収入実績	
管理経費の收支状況	
その他の	

第6号様式（第18条関係）

二宮町指定管理者指定取消等通知書

年　月　日

様

二宮町長

印

指定管理者の指定について、二宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

公の施設の名称	
内 容	<p><input type="checkbox"/> 指定管理者の指定を取り消します。 指定取消日 年　月　日 (理由)</p> <p>全部 <input type="checkbox"/> 業務の の停止を命じます。 一部 停止期間 年　月　日から 年　月　日まで (理由)</p>

この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に二宮町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、二宮町を被告として（訴訟において二宮町を代表する者は、二宮町長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。